

～販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ～

「小規模事業者持続化補助金」のお知らせ【受付締切日：平成29年1月27日(金)】

小規模事業者の経営計画に基づいて実施する**販路開拓**などの取り組みに対し、必要な費用の2/3上限**50万円**まで補助を行う「小規模事業者持続化補助金」の公募が始まっております。

商工会議所では、皆様の**経営計画書作成**や**販路開拓に向けた相談等**を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

補助金の概要は以下の通り。

◆申請受付開始

平成28年11月4日(金)

◆申請受付締切

平成29年1月27日(金) ※最終日当日消印有効

◆補助対象者

小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

《対象となる取り組みの例》

(1) 広告宣伝(広報費)

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

(2) 集客力を高めるための店舗改装(外注費)

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

(3) 展示会・商談会への出展(展示会等出展費)

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

(4) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更(開発費)

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

◆応募時提出資料

- ①小規模事業者持続化補助金事業に係る申請書(様式1-1または-2)【必須】
- ②経営計画書(様式2)【必須】
- ③補助事業計画書(様式3)【必須】
- ④**事業支援計画書(様式4)【必須】 ※商工会議所発行**
- ⑤補助金交付申請書(様式5)【必須】
- ⑥電子媒体(CD-R・USBメモリ等)【必須】
- ⑦貸借対照表および損益計算書(直近1期分)【必須】※法人のみ

*なお、本補助金の申請に際しては、商工会議所が発行する**事業支援計画書(様式4)**が必要となりますので、申請前に商工会議所へご相談ください。

◆商工会議所各種様式(一般型)

- *応募にあたり記入が必要な書類の様式は、下記のリンク先からダウンロードできます。
- ・[公募要領](#)(PDF)
 - ・[各種様式\(書式\)](#)

【お問合せ先】

会津若松商工会議所 経営サービス部(経営指導員)まで
TEL:0242-27-1212 (代) FAX:0242-27-1207

【申請書提出先】

[日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局](#)

〒151-0015 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL:03-6447-0820

◇問い合わせの対応時間は、9:30~12:00、13:00~17:30 (土日祝日、年末年始除く)となります。